

## 公安委員会規則

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月 日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

### 高知県公安委員会規則第 号

#### 高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「施行について」を「施行に関し」に改める。

第2条の見出し中「医師」を「診断を行う医師」に改め、同条第2項中「、指定」を「、当該指定」に改め、同条第3項中「公安委員会」を「高知県公安委員会」に、「医師を指定したときは、」を「指定をしたときは、当該診断を行う医師の氏名その他必要な事項を」に改める。

第3条中「に規定する高知県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）」を「の公安委員会規則」に、「に掲げる」を「に定める」に改める。

第4条中「第2条第2号に規定する」を「第2条第2号の」に、「に掲げる」を「に定める」に改める。

第5条の見出しを「（風俗営業の営業所の地域規制の適用除外）」に改め、同条中「第4条第2項に規定する」を「第4条第2項の」に、「営業は」を「風俗営業は」に、「第2条第1項第7号に規定する」を「第2条第1項第4号の」に、「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第5号」に改める。

第6条中「第7条第2項第6号に規定する」を「第7条第2項第6号の」に改め、同条第1号中「法第2条第6項第5号に規定する性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第4条各号に掲げる物品その他これらに類する」に改める。

第7条中「第10条第2号に規定する」を「第10条第2号の」に、「に掲げる」を「に定める」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。